１年生保護者　様

令和７年度７月申請にかかる就学支援金及び高校生等臨時支援金の申請について

１　令和７年度の就学支援金について

令和７年度は、世帯の所得に関係なく授業料が無償化されます。ただし、支援を受けるためには**申請が必要です。**

所得制限が設けられている「高等学校等就学支援金」、その所得制限を超過した生徒等が対象となる「高校生等臨時支援金」の両制度をもって、授業料が無償化となる仕組みです。

２　就学支援金及び臨時支援金の申請について

申請手続きは、今回配布された個別案内通知印刷パターンにより手続きが異なります。
個別案内通知（裏面）の「１　申請について」に記載されている印刷パターンを確認していただき、下記のとおり手続きを行ってください。

① 印刷パターン４（「申請書類の提出は不要です。」と記載されているケース）

⇒　提出していただいた個人番号にもとづき、埼玉県財務課が保護者に代わって申請・審査を行うため、この時点では手続きは不要です。就学支援金の審査の結果、所得要件に該当しないことにより就学支援金の支給を受けられない場合には、後日案内を配布します。

② 印刷パターン６・８（「学校が指定する日までに７月申請用としてオンライン申請をする必要があります。」と記載されているケース）

⇒　オンライン申請を行ってください。**就学支援金と臨時支援金の両方の申請が必要です。**

３　申請について　　オンライン申請期間：**９月１９日(金)まで**

印刷パターン６及び８の場合、就学支援金及び臨時支援金の両方の申請が必要です。必ず手続きをしてください。詳細は、「高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金　７月申請のしおり」の P.２～12 をご覧ください。
※ログイン ID・パスワードは、入学当初配布されたものを使用してください。

４　問い合わせ先

不明点や相談したいことがありましたら、下記担当までご連絡ください。

※原則としてオンラインでの申請となっておりますが、どうしても紙で申請したいという方は事務室までご連絡ください。

芸術総合高校 事務室授業料担当　TEL：04-2949-4052（午前８：30～午後５：00）